

6 保健サービス

(1) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがある65～74歳の方が加入する医療制度です。

④ 保険年金課
後期高齢者
医療グループ
TEL 632-2307

< 加入手続き >

75歳以上の方は、特に手続きの必要はございません。75歳の誕生日前に『後期高齢者医療被保険者証』を郵送いたしますので、誕生日以降は、その被保険者証をお使いください。

また、次のいずれかに該当する65～74歳の方で、後期高齢者医療制度への加入を希望する方は、申請手続きが必要です。

- ・ 身体障がい者手帳1・2・3級と4級の一部（D41-T, D41-S, F41, F43, F44）に該当する方
- ・ 療育手帳総合判定Aに該当する方
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級に該当する方
- ・ 国民年金等の障がい基礎年金証書1・2級に該当する方

申請には、該当する手帳・証書、現在加入している健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちになって、保険年金課 後期高齢者医療グループ、又は各地区市民センター・各出張所までお越しください。

< 負担割合と自己負担限度額等（月額） >

医療機関にかかったときに、医療費の一部を自己負担します。

区 分		負担割合	自己負担限度額	
			外 来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み 所得者	住民税課税所得 690万円以上	3割	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% 多数回 140,100円 ※4	
	住民税課税所得 380万円以上		167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% 多数回 93,000円 ※4	
	住民税課税所得 145万円以上		80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 多数回 44,000円 ※4	
一 般 ※1		1割	18,000円 年間上限※5 144,000円	57,600円 多数回 44,000円 ※4
住民 非課 税	低所得者Ⅱ ※2	※6	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ※3			15,000円

- ※1 「低所得者Ⅰ」, 「低所得者Ⅱ」, 「現役並み所得者」以外の方。住民税課税所得が145万円以上の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)の方で、以下の方も「一般」となります。
- ・ 同一世帯の被保険者が一人の場合、被保険者の収入が383万円未満の方
 - ・ 被保険者が世帯内に複数いる場合、被保険者の収入合計額が520万円未満の方
 - ・ 同一世帯の被保険者が一人でも、世帯内に70歳以上74歳以下の方がいる場合、その方の収入も含め収入合計額が520万円未満の方
 - ・ 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者については、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額の合計額が210万円以下の方
- ※2 世帯の全員が住民税非課税世帯の方
- ※3 世帯の全員が住民税非課税世帯の方で、かつ、世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方(年金所得は控除額を80万円として計算)
- ※4 過去12か月以内に「外来+入院」の限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目から該当
- ※5 年間上限の算定は8月から翌年7月の期間で算定
- ※6 令和4年10月1日から、現役並み所得者を除く一定以上の所得のある方【住民税課税の方で、住民税課税所得が28万円以上の被保険者(同一世帯の被保険者が該当する場合も含む)】は、負担割合が2割に変更。ただし、同一世帯の被保険者が一人の場合、「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円未満、被保険者が世帯内に複数いる場合、「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円未満の場合は、1割負担となります。

< 入院時の食事代の標準負担額(1食あたり) >

現役並み所得者 ※1, 一般		460円
指定難病患者等(低所得者Ⅰ, Ⅱ以外の方)		260円
低所得者Ⅱ ※1	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院 ※2	160円
低所得者Ⅰ ※1		100円

- ※1 住民税課税所得690万円未満と低所得者Ⅰ, Ⅱに該当する方で、『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けようとする方は、「被保険者証」, 「個人番号カード(マイナンバーカード)」をお持ちになり、保険年金課 後期高齢者医療グループ, 又は各地区市民センター・各出張所までお越しください。
- ※2 過去12か月に限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されていた方が対象となります。

(2) コルセット等治療用装具の購入費の支給

後期高齢者医療制度の被保険者で、医師が治療上必要と認めるコルセットや補装具を購入した場合には、療養費が支給されます。

☎ 保険年金課
後期高齢者
医療グループ
TEL 632-2307

< 手続き >

「被保険者証」、「医師の意見書、証明書など」、「装着指示書（弾性着衣等の場合）」、「領収書（請求明細内訳を含む）」、「振込先のわかるもの（金融機関の通帳など）」をお持ちになって、保険年金課 後期高齢者医療グループ、又は各地区市民センター・各出張所までお越しください。

(3) 訪問歯科診療

病気などの理由により歯科医院への通院が困難な方は、歯科医師が訪問し治療を行う、訪問歯科診療を利用することができます。

☎ 宇都宮市
歯科医師会
TEL 625-6060

< 費用 >

保険診療の自己負担額と介護保険の自己負担額（介護認定を受けた方で、口腔衛生指導などを受けた方）

☎ 健康増進課
健康づくりグループ
TEL 626-1126

< 手続き >

歯科医院に直接お申し込みください。

※ 訪問歯科診療を行う歯科医院については、宇都宮市歯科医師会又は健康増進課 健康づくりグループにお問い合わせください。

(4) 訪問看護ステーション

かかりつけの医師の指示により看護師などが家庭を訪問し、病状観察、褥瘡の処置、リハビリテーション、家族への介護指導などを行います。

☎各施設に直接

< 訪問看護ステーション一覧 >

No.	施設名	所在地	電話番号
1	訪問看護ステーションハート	石井町 3261-4	666-8688
2	宮の橋訪問看護ステーション	今泉3丁目 13-1 喜多川マンション 202	688-0372
3	社会医療法人中山会宇都宮記念 訪問看護ステーション	大通り1丁目 4-22 MSC 第2ビル 9階	611-1532
4	はなまる 訪問看護リハビリステーション	駒生町 832-29 レジデンス中村 105号	678-2990
5	訪問看護あかり	駒生町 1163	666-6680
6	WADEWADE 訪問看護ステーション宇都宮	下栗町 291 2-17	666-5420
7	とちぎ訪問看護ステーションうつのみや	下砥上町 643-1	612-6103
8	訪問看護ステーションさぎそう	白沢町 1813-16	673-8921
9	訪問看護ステーション風	城南3丁目 5-6	612-1383
10	訪問看護ステーション花みずき	宝木本町 1153-2	612-4047
11	訪問看護ステーション青い鳥	宝木本町 1785-12	666-8260
12	訪問看護ステーションあるく	滝谷町 17-16	643-5586
13	訪問看護ステーションほっと	竹林町 958	626-5739
14	医心館訪問看護ステーション宇都宮Ⅱ	鶴田町 552	612-2101
15	ツクイ宇都宮 訪問看護ステーション	鶴田町 739-15	649-1313
16	訪問看護ステーション虹	鶴田町 1362-2	666-0839
17	訪問看護ステーション あやめ宇都宮鶴田	鶴田町 3389-5 メゾンドベル滝の原 106	610-7210
18	訪問看護ステーションせせらぎ	中岡本町 2389-1	678-2350
19	訪問看護ステーションアンビス宇都宮	西一の沢町 12-22	611-3428
20	訪問看護ステーションルヴァン	西川田南1丁目 5-5-202	612-7821

6 保健サービス

No.	施設名	所在地	電話番号
21	訪問看護ステーションここあ	八幡台 18-11	600-3735
22	フレアス 訪問看護ステーション宇都宮	東今泉2丁目3-33 宇都宮グリーパツ 1-102	612-4564
23	曙訪問看護ステーション	平出町 413	660-7803
24	KODOMOTO ナースステーションうつのみや	下栗町 2913-1	615-7420
25	訪問看護ステーション星が丘	星が丘1丁目7-38	623-0337
26	リハビリ訪問看護ステーション ライブ	幕田町 41	611-1970
27	うつのみや訪問看護リハビリ ステーションにこっと	峰4丁目21-12	660-2510
28	アドバンスケア 訪問看護ステーション	御幸ヶ原町 136-69	613-0078
29	訪問看護ステーションみかん	御幸ヶ原町 135-8	680-6390
30	訪問看護ステーション デューン宇都宮	元今泉4丁目8-21 U・ビル301号室	635-5606
31	訪問看護ステーション 孫の手・うつのみや	元今泉7丁目32-16	615-7286
32	訪問看護ステーションみやの杜	陽東2丁目4-5	683-7821
33	訪問看護ステーション Fullness (ふるねす)	陽南2丁目14-14	612-7453
34	TOPS (トップス) うつのみや 訪問看護リハビリステーション	吉野2丁目8-23	666-6575
35	訪問看護ステーションあやめゆいの杜	ゆいの杜5丁目6-21 2階	670-3245
36	ファミリー訪問看護ステーション	若松原2丁目13-15 ガイ栢の葉C棟102号室	305-4379
37	さつき訪問看護ステーション	花園町 17-12 ヒビル2階	689-8367
38	訪問看護ステーション花みずき プラス	鶴田2丁目5-24 ルイズ 21 302号	678-8677
39	訪問看護ステーションあいので	江曾島3丁目2577-1	678-2977
40	訪問看護ひなた	平松本町 362-2 峰が丘パツ 203	080-6534- 4244

< 手続き >

各訪問看護ステーションに直接お問い合わせください。